

「女性活躍加速のための重点方針 2016」の検討方針について

平成 28 年 3 月 15 日

女性活躍担当大臣・内閣府特命担当大臣(男女共同参画)

基本的な考え方

- 「第 4 次男女共同参画基本計画」(以下「基本計画」という。)の策定と「女性活躍推進法」の本格施行後、初めての重点方針。基本計画に掲げた成果目標を着実に達成するため、取組を更に加速させていく。
- 基本計画で強調した以下の事項を中心に、政府を挙げて重点的に進めるべき具体策を盛り込む。
 - ①長時間労働等の働き方や男性の家事・育児等への参画が進まない現状等の変革
 - ②更に踏み込んだポジティブ・アクションを通じた積極的な女性の採用・育成・登用の促進
 - ③ひとり親など生活上の困難に陥りやすい女性への対応や女性に対する暴力の根絶など、安全・安心な暮らしの実現
- 女性活躍の主流化に向けて伊勢志摩サミットの関係閣僚会合(4~5月に開催)の成果も取り込み、5月26,27日の首脳会合に向け、我が国の姿勢・取組を打ち出していく。

検討する主な具体策(素案)

- 多様な働き方の推進、男性の暮らし方・意識の変革
 - ・ 非正規雇用の女性の待遇改善(同一労働同一賃金の実現等)
 - ・ 長時間労働の削減、多様な働き方の推進(労働基準法等改正案の早期成立、法定労働条件の履行確保のための監督指導体制の充実強化、テレワークの抜本的拡大等)
 - ・ 公共調達を活用したWLB推進の加速(独法や地方公共団体への展開等)
 - ・ 男性の家事・育児・介護等への主体的参画の促進(男性の育児休業等を促進する企業へのインセンティブの拡充、家事負担の軽減や子育てしやすくなる商品・サービスの開発、国民的気運の醸成、更なる促進策についての総合的な検討等)
- 「指導的地位に女性が占める割合 30%程度」の達成に向けた参画拡大・人材育成
 - ・ 「まず隗より始めよ」の観点からの公務部門の取組加速(「女性職員登用加速化重点項目」の更なる推進、女性活躍を進める自治体への支援等の強化等)
 - ・ 将来指導的地位に就く女性の人材育成策の抜本的充実(管理職候補者となる女性を育成する企業へのインセンティブ拡充、女性のキャリア構築への支援、効果的な女性人材育成の在り方についての総合的な検討等)
 - ・ 農山漁村における女性リーダーの育成(農林水産業における女性経営者の経営発展の支援等)
 - ・ 男性経営者の女性活躍へのコミットメント拡大(「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言の全国への波及等)
- 女性に対する暴力への対応
 - ・ 性犯罪への対策の推進(法制審の答申が得られた場合は法改正を含む措置、ワンストップ支援センターの設置促進等)
- 女性活躍の視点に立った制度等の整備
 - ・ 通称使用に係る課題等の調査検討
 - ・ 税制、社会保障制度等の見直し(適用拡大の更なる検討、官民の配偶者手当の見直し促進等)